



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第257号 令和2年11月2日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
670	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	障がい福祉課
671	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
672	同	同
673	同	同
674	同	同
675	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	教育委員会

徳島県告示第六百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医療の種類	年 月 日
有限会社笠井中央エスエヌ薬局	吉野川市鴨島町鴨島四八五番地の一四	エスエヌ薬局・国道店	吉野川市鴨島町内原二二三一六	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十一月一日
株式会社グローバル・アシスト	徳島市北常三島町一丁目一〇番地一七	大松時計台調剤薬局	徳島市大松町上ノ口三五番地	同	同
曾川 三千代	鳴門市撫養町北浜字宮の東五七	キララ薬局	鳴門市撫養町黒崎字小谷一三三	同	同

徳島県告示第六百七十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那賀郡那賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
那賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百七十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那賀郡那賀町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
那賀町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百七十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬郡つるぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
つるぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百七十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

吉野川市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百七十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称
タブレットPC
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会学校教育課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年八月二十五日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
アジア合同会社
吉野川市鴨島町知恵島一三二〇番地一六
- 五 契約金額
三千五百五十三万三千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号